

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原議保存期間	10年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

警察庁 丙企画発第63号、丙会発第63号
丙生企発第48号、丙少発第27号
丙保発第12号、丙交企発第81号
丙運発第35号

令和元年12月25日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長

エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく対応について（通達）

各種事業者（警察機関を含む。）は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく義務を履行するため、その設置する全ての工場等におけるエネルギーの使用量及び事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の年間合計量を正確に把握し、事業所管大臣等に必要な報告等を行わなければならないこととされている。

これら法律の概要及び留意事項は別添のとおりであるので、各位にあつては、警察機関及び警察所管事業者におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制について、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正について（通達）」（平成21年4月15日付け警察庁丙総発第21号、丙会発第27号、丙生企発第35号、丙保発第3号、丙情対発第10号、丙交企発第34号、丙運発第9号）は、廃止する。

(凡例)

- 「省エネ法」 …………… エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 「省エネ法施行令」 …………… エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）
- 「省エネ法施行規則」 …………… エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）
- 「工場等」 …………… 工場又は事務所その他の事業場
- 「連鎖化事業者（省エネ法）」 …… 省エネ法第18条第1項に規定する連鎖化事業者（いわゆるフランチャイズ・チェーンを営む者）
- 「認定管理統括事業者」 …………… 工場等を設置している者であつて、省エネ法第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けたもの
- 「管理関係事業者」 …………… 省エネ法第29条第1項の規定に基づく経済産業大臣の認定に当たり、当該認定管理統括事業者と密接な関係を有する者であつて、工場等を設置しているもの
- 「温対法」 …………… 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 「温対法施行令」 …………… 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）
- 「報告等命令」 …………… 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）
- 「連鎖化事業者（温対法）」 …… 温対法第26条第2項に規定する連鎖化事業者（いわゆるフランチャイズ・チェーンを営む者）

第1 省エネ法の概要

1 エネルギー使用量等の届出

工場等を設置している者（後記3(1)の特定事業者、連鎖化事業者（省エネ法）、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。以下同じ。）は、その設置している全ての工場等における前年度のエネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上（原油換算）であるときは、当該年度の5月末日までに、前年度のエネルギー使用量等に関し、経済産業大臣に届け出なければならないこととされている^{*1}。

2 連鎖化事業者に係るエネルギー使用量等の届出

連鎖化事業者（省エネ法）（後記3(2)の特定連鎖化事業者を除く。以下同じ。）は、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者（省エネ法）が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における前年度のエネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上（原油換算）であるときは、当該年度の5月末日までに、前年度のエネルギー使用量等に関し、経済産業大臣に届け出なければならないこととされている^{*2}。

3 経済産業大臣による指定

(1) 特定事業者

経済産業大臣は、設置している全ての工場等におけるエネルギー使用量の合計量が、年度当たり1,500キロリットル以上（原油換算）であるものを、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある特定事業者として指定するものとされている^{*3}。

(2) 特定連鎖化事業者

経済産業大臣は、連鎖化事業者（省エネ法）が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者（省エネ法）が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等におけるエネルギー使用量の合計量が、年度当たり1,500キロリットル以上（原油換算）であるものを、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある特定連鎖化事業者として指定するものとされている^{*4}。

(3) エネルギー管理指定工場等

経済産業大臣は、前記(1)の特定事業者、前記(2)の特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの使用量が年度当たり3,000キロリットル以上（原油換算）であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として、年度当たり1,500キロリットル以上3,000キロリットル未満（原油換算）であるものを前記の工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として、それぞれ指定する

*1 省エネ法第7条第3項、省エネ法施行令第2条及び省エネ法施行規則第5条

*2 省エネ法第18条第2項、省エネ法施行令第2条及び省エネ法施行規則第40条

*3 省エネ法第7条第1項及び省エネ法施行令第2条

*4 省エネ法第18条第1項及び省エネ法施行令第2条

ものとされている^{*5}。

4 中長期的な計画の提出及び定期の報告

前記3(1)の特定事業者はその設置している工場等について、前記3(2)の特定連鎖化事業者はその設置している工場等及び当該事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について、認定管理統括事業者はその設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について、それぞれ、エネルギーの使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計画及びエネルギー使用量等に関する事項を、毎年度の7月末日までに、経済産業大臣及び事業所管大臣に提出又は報告しなければならないこととされている^{*6}。

5 エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任

前記3(1)の特定事業者、前記3(2)の特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、その事業の実施を統括管理する者をもってエネルギー管理統括者を、エネルギー管理統括者を補佐する者としてエネルギー管理企画推進者を、それぞれ選任しなければならないこととされており、これらの選任又は解任があった日後の最初の7月末日までに経済産業大臣に届け出なければならないこととされている^{*7}。

なお、エネルギー管理統括者については、選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく、また、エネルギー管理企画推進者については、選任すべき事由が生じた日から6か月以内に選任しなければならないこととされている^{*8}。

6 エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任

前記3(3)の指定に係る工場等を設置している者は、その工場等ごとに、指定区分や業種等に応じてエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任しなければならないこととされており^{*9}、これらの選任又は解任があった日後の最初の7月末日までに、これらの選任等について経済産業大臣に届け出なければならないこととされている^{*10}。

なお、エネルギー管理者及びエネルギー管理員については、選任すべき事由が生じた日から6か月以内に選任しなければならないこととされている^{*11}。

*5 省エネ法第10条第1項、第13条第1項、第21条第1項、第24条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び第43条第1項並びに省エネ法施行令第3条及び第6条

*6 省エネ法第15条第1項、第16条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第37条第1項及び第38条第1項並びに省エネ法施行規則第35条、第36条及び第37条

*7 省エネ法第8条、第9条、第19条、第20条、第30条及び第31条並びに省エネ法施行規則第12条及び第15条

*8 省エネ法施行規則第8条及び第13条

*9 エネルギー管理者について、省エネ法第11条第1項、第22条第1項、第33条第1項及び第41条第1項並びに省エネ法施行令第4条及び第5条、エネルギー管理員について、省エネ法第12条第1項、第14条第1項、第23条第1項、第25条第1項、第34条第1項、第36条第1項、第42条第1項及び第44条第1項

*10 エネルギー管理者について、省エネ法第11条第2項、第22条第2項、第33条第2項及び第41条第2項並びに省エネ法施行規則第22条、エネルギー管理員について、省エネ法第12条第3項、第14条第3項、第23条第3項、第25条第3項、第34条第3項、第36条第3項、第42条第3項及び第44条第3項並びに省エネ法施行規則第33条

*11 省エネ法施行規則第17条第1項及び第23条第1項

第2 温対法の概要

1 特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告

特定排出者^{*12}は、事業活動に伴い直近の算定期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関する事項を、毎年度の7月末日までに、事業所管大臣に報告しなければならないこととされており^{*13}、連鎖化事業者（温対法）に係る特定排出者への該当性の判断及び事業所管大臣への報告に当たっては、加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置している全ての事業所における事業活動を、当該連鎖化事業者（温対法）の事業活動とみなすこととされている。

2 省エネ法との関係

特定排出者（温対法施行令第5条第1項第1号に掲げる者に限る。）は、前記第1の3(1)の特定事業者、前記第1の3(2)の特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に係る定期の報告（前記第1の4）を行ったときは、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての前記1の報告を行ったものとみなすこととされている^{*14}。

第3 留意事項

1 警察機関関係

(1) エネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の正確な把握

各都道府県警察（警察署、都道府県警察学校等を含む。以下同じ。）は、前記第1の1の工場等を設置している者に該当し、年度当たりのエネルギー使用量の合計量によっては、前記第1の3(1)の特定事業者指定されることとなる。また、算定期間における温室効果ガス算定排出量の合計量によっては、前記第2の1の特定排出者に該当することとなる。

したがって、各都道府県警察にあつては、省エネ法及び温対法に基づく前記の義務を的確に履行するため、それぞれのエネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の年間合計量を、正確に把握することとされたい。

(2) 内閣総理大臣に対する提出及び報告

省エネ法及び温対法において、各都道府県警察の事業所管大臣は内閣総理大臣であり、これらの法律に基づく内閣総理大臣の権限については、国家公安委員会が専決処理することとされている。

したがって、各都道府県警察にあつては、特定事業者として中長期的な計画の提出又は定期の報告（前記第1の4）を、特定排出者として温室効果ガス算定排出量の報告（前記第2の1）を、それぞれ内閣総理大臣に対して行うときは、警察庁長官官房会計課を通じて行うこととされたい。

なお、前記第2の1の特定排出者である都道府県警察から警察庁長官官房会計課

*12 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として温対法施行令第5条で定めるものをいう。

*13 温対法第26条並びに温対法施行令第6条並びに報告等命令第3条及び第4条

*14 温対法第34条

に対して行われた温室効果ガス算定排出量の報告（前記第2の2の温対法の規定による報告とみなされるものを含む。）については、警察庁長官官房企画課から環境大臣及び経済産業大臣に対して通知することとする^{*15}。

2 警察所管事業者関係

(1) エネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の正確な把握

警察所管事業者は、前記第1の1の工場等を設置している者に該当し得るものであり、年度当たりのエネルギー使用量の合計量によっては、前記第1の3(1)の特定事業者に指定されることとなる。また、算定期間における温室効果ガス算定排出量の合計量によっては、前記第2の1の特定排出者に該当することとなる。

また、いわゆるフランチャイズ・チェーンである警察所管事業者は、省エネ法又は温対法に規定する連鎖化事業者に該当する場合があります。かつ、年度当たりのエネルギー使用量の合計量によっては、前記第1の3(2)の特定連鎖化事業者に指定される可能性があるほか、算定期間における温室効果ガス算定排出量の合計量によっては、前記第2の1の連鎖化事業者たる特定排出者に該当することとなる。

したがって、各都道府県警察にあっては、警察所管事業者が省エネ法及び温対法に基づく前記の義務を的確に履行するようにするため、各事業者ごとのエネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の年間合計量を正確に把握するよう、各警察所管事業者を指導することとされたい。

(2) 内閣総理大臣に対する提出及び報告

警察所管事業者に係る標記については、前記1(2)に準じて取り扱うこととするので、各都道府県警察にあっては、警察所管事業者が標記の提出又は報告をそれぞれ内閣総理大臣に対して行うときは、警察庁の各事業所管課を通じて行うよう、各警察所管事業者を指導することとされたい。

3 備考

省エネ法の規定に基づく経済産業大臣の権限は、経済産業局長に委任されていることから、工場等を設置している者又は連鎖化事業者（省エネ法）としてのエネルギー使用量等の届出（前記第1の1及び2）並びに特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者としての中長期的な計画の提出及び定期の報告（前記第1の4）並びに特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者としてのエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任に係る届出（前記第1の5及び6）を、それぞれ経済産業大臣に対して行うときは、管轄の経済産業局長に対して行う必要があることに留意されたい^{*16}。

*15 温対法第28条第1項

*16 省エネ法施行令第32条